

中継局100%カバーについて

アナログエリアに係るデジタル中継局100%カバーの基本的考え方

アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%がカバーされるべき。

(第三次中間答申)



➤「中継局ロードマップ」の見直し(18. 12. 1 全国会議発表)

- ① 民放が自力で電波によりカバーする世帯については、全社トータルでアナログテレビ放送時の放送エリアのおおむね99%の予定。
- ② 中継局ロードマップについては、今後とも必要に応じて見直しを続け、アナログテレビ放送時の放送エリアの100%カバーの実現に向けその完成度を高めていくこととし、当面、2008年、2010年を目処として更新することとする。
- ③ 2007年春を目途に、年度毎に視聴可能となる世帯を市町村別に示したリスト、都道府県レベルの「エリアの目安」を作成する(市町村別ロードマップ)。
⇒ 5月中に一定の取りまとめ。別途公表
- ④ 現在あるアナログ中継局を視聴している地域が、どのデジタル中継局等を視聴できるようになるかを対比するリストを、2007年秋を目途に作成
⇒ 上記③に引き続き策定作業に取り組む。

デジタル中継局整備への支援措置について(1)

▶デジタル中継局整備への支援措置について

- ◇ 放送事業者に対する支援として、まずは、民間放送事業者の設備投資を促進するための、政策金融や税制措置を中心に検討すべき
- ◇ 中継局整備の状況を把握した上で、なお以下の事情が認められる場合の措置については、引き続き検討していくべきである。

- ① 当該中継局が、条件不利地域にあって、(ア)カバーする世帯数が極めて少数であるにもかかわらず、対象エリアが広く、整備コストが多額に上る、(イ)辺地共聴施設と地理的状况あるいは視聴者の生活環境の面で共通する部分が多く、設置経緯としても、地方公共団体や地域住民の要望により、それら関係者との一定の費用分担の下に設置されていること、等の事情があり、当該中継局を整備すれば、放送事業者の経営を維持することが著しく困難となることが明白であること。
- ② ケーブルテレビ、IP、衛星等、他のあらゆる補完的伝送手段について、民間ベースによる整備が期待できず、放送事業者による活用が困難なこと。

(第三次中間答申)

○政策金融支援

	措置の概要	対象設備	平成19年度
政策金融機関による低利融資	融資比率40% 政策金利Ⅱ	放送設備、中継局設備、土地及び建物等	延長 (平成22年度末まで時限)
高度デジタル特利	融資比率30～50% 政策金利Ⅱ×0.75	番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置等	平成19年度末まで延長

※上記に加え、放送事業者がデジタル中継局設備投資に係る資金調達に関し、政策金融機関(日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫)からの融資を受ける場合、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき、当該金融機関に対して利子補給金を支給することが可能となるよう準備中。

デジタル中継局整備への支援措置について(2)

○税制措置

支援措置	措置の概要	対象設備	平成19年度
国 税(法人税)	特別償却15%	番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置等	H19(15%)⇒H20(13%)⇒H21(10%)
地方税(固定資産税)	取得後5年度分の課税標準の特例措置	番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置等	平成20年度末まで延長(特例措置3/4) ただし0.3W以下中継局整備にあつては特例措置の拡充(2/3)
地方税(不動産取得税)	課税標準の特例措置	デジタル送受信装置に係る家屋	平成20年度末まで延長(特例措置3/4)

○地上デジタルテレビ中継局整備事業(地域情報通信基盤整備推進交付金)

2011年アナログ放送終了までに全世帯にデジタル放送を届けるために必要な地上デジタルテレビ中継局のうち、民間事業者の自力に委ねたものでは整備が困難なものに対し、当該整備を行う者を支援し、地域住民のデジタルテレビ放送受信を確保する。

(概要)

テレビ放送事業者のデジタル中継局の建設は、2011年デジタル化完全移行に向けて、2010年までの間に集中的な整備を行うこととしているが、テレビ放送事業者の自助努力のみに委ねたのでは、約1%の世帯を含む地域が新たに難視聴地域になる見込みがある。

そこで、当該地域にデジタル中継局を整備することにより、当該地域住民のデジタル放送受信を確保し、円滑なデジタル化完全移行に資するものとする。

○交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村 (交付率：1/3)

(注) 条件不利地域とは、過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

- ② ①を含む合併市町村又は連携主体 (交付率：1/3)

(注) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

- ③ 第三セクター法人 (交付率：1/4)

所要経費(平成19年度予算)

一般財源 地域情報通信基盤整備推進交付金(5,700百万円)の内数